

京都府庁生活協同組合 個人情報開示規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第82条にもとづき、京都府庁生活協同組合（以下「組合」という。）の活動と財務の状況に関する情報開示について、組合員に対する説明責任の観点から、開示に係る基準、範囲及び手続きを定めることを目的とする。

(情報開示請求権者及び開示する情報の範囲)

第2条 組合員は、この組合の活動と財務の状況について、知りたい情報の開示を求めることができる。

2 この組合は、第5条に定める手続きに従い、組合員に対しこの組合が保有する以下の情報について開示するものとする。

- (1) 活動及び運営に関する情報
- (2) 会計及び決算に関する情報
- (3) 資産管理に関する情報
- (4) 会員組織の運営に関する情報
- (5) 内部組織の運営に関する情報
- (6) 監査に関する情報
- (7) その他の活動及び財務の状況に関する情報

3 前項第2号の情報は、会計及び決算の直接の資料となった書類、その他会計及び決算の状況を把握する上で、合理的な必要性があると認められた情報に限る。

4 情報の適正な管理のための項目の細目は、別に定める。

(情報不開示の基準)

第3条 この組合が、前条に定める情報を開示するにあたっては、個人のプライバシーを損ない、法令に違反し、または利害関係人に対し信義誠実の原則に反することとならないよう留意するとともに、この組合の運営の円滑な遂行並びにすべての組合員の利益擁護について配慮しなければならない。

2 この組合は、前項に定める趣旨から、以下の情報については開示しないものとする。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。ただし、この会の役職員の業務執行状況に関わって、当該役職員の氏名・職名及び業務遂行の内容を開示する場合を除く。
- (2) 組合員に関する情報であって、特定の組合員を識別することができるもの。但し、この組合が法令により開示を義務づけられている書類に記載された情報、当該組合員に周知されていることが明らかである情報、開示についてあらかじめ当該組合員の同意を得た情報を除く。
- (3) 法令により公表が禁止されている情報。
- (4) 取引上守秘すべき情報。
- (5) 公開しないと条件で取得した情報。
- (6) 犯罪予防のため秘密とすべき情報。
- (7) 合議による意思形成過程にある情報であって、開示することにより率直な意見の交換も

しくは意思決定の中立性を損ない、または組合員等に混乱を生じさせる恐れがあるもの。
(8) その他開示することにより、この組合の活動もしくは運営に支障を生じ、又は組合員の利益を損なう恐れのある情報。

3 この組合が保有する、組合員及びこの組合の役職員等の個人に関する情報の管理については、別に定める規則に基づく。

(目的外使用の禁止)

第4条 組合員は、この組合の活動及び財務の状況に関する情報について、組合員としての権利の行使および当該組合員の事業及び運営に関する検討等、適正な目的のために使用しなければならない。

2 この組合は、組合員からの請求に係る情報が、前項の趣旨に照らして不適正な目的のために使用される恐れがあると認められた場合には、その情報の開示を行なわないものとする。

(開示請求の手続き)

第5条 組合員は、第2条に定める情報の開示を求めるときは、名称、所在地、開示を求める情報の内容及び使用目的を示して、これをおこなわなければならない。

2 この組合は、前項による開示請求があった場合、開示請求があった日から起算して14日以内に、請求に係る情報の開示の可否を専務理事が決定し、当該組合員に対して通知しなければならない。但し、やむを得ない事由により、この期間内に決定をおこなえない場合は、14日を限度としてこの期間を延長することができる。専務理事の決定によって成した処置については、速やかに理事会へ報告するものとする。

3 この組合は、第3条又は第4条に該当する場合を除き、請求に係る情報を開示するものとする。

4 この組合は、請求に係る情報の全部又は一部を開示しない場合には、第2項に定める通知においてその理由を示すものとする。

5 この組合は、請求に係る情報の全部又は一部を開示する旨を決定した場合には、速やかにその情報を開示しなければならない。

6 この組合は、第1項による開示請求が決算期など業務に重大な支障を生ずる恐れのある時期におこなわれた場合は、開示の時期を変更することができる。

7 請求に係る情報の開示は、閲覧または写しの交付によりおこなう。

8 この組合は、写しの交付及び送付に係る費用の全部又は一部を、開示請求をおこなった組合員に対して請求することができる。

(情報開示再請求の手続き)

第6条 組合員が請求した情報について、前条第3項に基づき、情報の全部又は一部が開示されなかった場合、当該組合員は総会員の10分の1以上の同意を得て、当該情報の開示を理事会に対して再請求することができる。

2 前項に基づく再請求は、名称、所在地、開示をを求める情報の内容及び情報の使用目的を示し、別に定める規程に従って、これをしなければならない。

3 この組合は、第1項に定める請求があったときは、当該再請求があつてから初めて開催される理事会において、当該請求に係る情報の開示の可否について審議し、決定しなければならない。

4 この組合は、前項の決定について速やかに当該組合員に通知しなければならない。この場合において、当該決定が当該再請求に係る情報の全部又は一部を不開示とするものであったときは、その理由についても併せて通知しなければならない。

(再再請求の禁止)

第7条 組合員が前条にもとづく再請求をおこない、理事会が再請求に係る情報の全部又は一部を不開示と決定したときは、当該再請求をおこなった組合員及びこれに同意した組合員は、同一の内容の情報について重ねて開示を請求することはできないものとする。

(情報の提供)

第8条 この組合は、広報活動などを通じ、組合の構成員たる組合員はもとより、広く社会に対して、この組合の事業及び財務の状況に関する情報並びに組合員の活動に関する情報の提供に努めるものとする。

(細目)

第9条 この規則の実施に必要な細目については、別に定める規程による。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会においておこなう。

附 則

この規則は、2010年10月19日より実施する。